

2. 良民男子にかかる税

☆ 8 歳 ~ 歳までの男子は 9 とい、100%の税を納める。

61歳~65歳は10 (老丁)とよび、正丁の2分の1
17歳~20歳は11 (少丁)とよび、正丁の4分の1 [庸なし]

①物納

☆ 毎年作成される課税台帳 (「12」) をもとに課された。

- * 13 ... 郷土の産物
 - * 14 ... 布 2丈6尺
- } 中央の財源

↳ 本来は都での10日間の労役 (=「15」) だが、その代わり。

※ 都まで運ぶ (=「16」) のも正丁の義務。 [図表 P.67 ① ②] P67 ① ②

②労役

* 17 ... 18 のもとで労役 (土木工事や開墾など)。19 日を限度。

* 仕丁 ... 中央政府の雑役に従事。50戸ごとに正丁2人。

* 20 ... 正丁3~4人に1人の割合で徴発。国ごとにおかれた21 で訓練

↳ 一部が22 (都の警備1年) や23 (北九州の警備3年) となる。

※ 上記23にはおもに24 があてられた。

③その他 (戸ごとに課税)

* 稲の強制貸し付け (25) ー 利息は26 の財源。

(基本的な利息は?)

* ^{ひこうちよちく} 備荒貯蓄 (凶作への備え) ー 27 へ粟を抛出。

租税にかかっているポイントのみとはちんとは
納められ、という事です。中央が運んだか、地元に
納められたか。その意識は図P.67 ① ②の表を
仔細に読み直してみよう。

戸籍と12のちがいは、図表P.66aの中央左に
表はなっている。区別に覚えてみよう。

13, 14だけでなく16が厳しかった。
ここを見れば、たとえは、大島付近に住んで... 人... は
どの程度、負担だったか、読み直そう。

教科書P.43 28 ~ P.44 23 を読んで埋め直そう
ところは埋め直そう。

このプリント右半分、部分に載っている税のうち
最悪なもの、ほぼ「男子に対する税」であることを
おぼえておこう。